

1.訪問看護

(1)質問

訪問看護の理学療法士等の訪問について、老企36号第2の4(4)⑤において「定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと」とされておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として「柔軟な取り扱い」が可能かどうか。

- 1 そもそも上記の基準について、当該ステーションの看護職員による訪問を行わないという「柔軟な取り扱い」を認めることができるか。
- 2 1で「柔軟な取り扱い」が可能な場合、下記の2つの対応を検討しているが、ご意見等あればお伺いしたい。
 - ① 当該ステーションの看護職員による電話等を活用した評価の実施（訪問看護費は算定しない）
 - ② 当該利用者が、他の訪問看護ステーションの看護師によるサービス提供を受けている場合、他のステーションの看護職員からの情報提供を受け、当該ステーションの職員による評価の実施

(2)回答

- 1 可能である。
- 2 どちらの方法でも可能であるが、聞き取り内容や情報提供を受けた内容については事業所において記録を保存する必要がある。

【参考】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日付老企第36号)第2の4(4)抜粋

- ①～④ (省略)
- ⑤ 計画書及び報告書の作成にあたっては訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。
- ⑥ (省略)

2.通所系サービス

(1) 質問

介護保険最新情報 vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにおいて(第6報)」の問1において、電話による安否確認について報酬算定が可能とされているが、この場合において利用者負担額を利用者から徴収しない取扱いは可能か。

(2) 回答

そういった取扱いは行えない。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにおいて(第6報)」抜粋

問1 通所系サービス事業所(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。)が都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下、「都道府県等」という。)からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答) 通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)別紙1を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。